

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBに雇用され、林業整備及び製材作業における臨時作業員として従事していたが、平成〇年〇月〇日、退職した。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cセンターに受診し「両難聴、耳鳴症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人によれば、昭和〇年〇月からBを退職するまで、騒音ばく露作業に従事したために、聴力障害を来したという。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人(以下「請求人ら」という。)は、約26年間、騒音ばく露作業に従事していたことが原因で、本件疾病を発症した旨主張している。

(2) ところで、騒音性難聴の業務起因性の判断については、労働省(現厚生労働省)労働基準局長は「騒音性難聴の認定基準について」(昭和61年3月18日付け基発第149号。以下「認定基準」という。その要旨は、決定書別紙を引用する。)を策定しており、当審査会としても、この取扱いを妥当と判断するので、認定基準に基づいて、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであるか否かについて判断する。

(3) 請求人に発生した本件疾病について精査すると、以下のとおりである。

D医師は、平成○年○月○日付け医療機関調査票において、要旨、請求人が実施した聴力検査の結果、「請求人に発症した本件疾病は感音難聴の特徴を示すものと認められる。」「聴力障害が低音域より3000Hz以上の高音域においてやや、大であると認められる。」「騒音の影響も否定できないが、影響が大とも言えない。」「老人性難聴の影響を否定できない。」と述べており、また、平成○年○月○日付け意見書において、「H○年○月○日の健康診断では、両耳とも1000Hz、4000Hzいずれも同波数においても、異常を認めていない。聴力検査結果は、H○年○/○施行のもので、右耳37.5dB、左耳41.3dB、老人性難聴の影響を否定できない。」と述べている。さらに、F医師は、平成○年○月○日付け鑑定意見書において、要旨、「感音性難聴の特性を示す。高音域において大である。老人性難聴の影響を否定できない。」とし、その理由として、「昭和○年○月から騒音暴露作業に従事して平成○年○月頃から難聴、耳鳴が出現したということである。騒音による聴力障害は騒音職場に就労後、

約10年～20年で難聴が起こるとされている。本件では46年であり、個人差を考慮しても発症までの期間が長すぎる。」と述べている。

上記のとおり、両医師共に、請求人には感音性難聴の特徴が認められ、聴力障害が低音域より3000Hz以上の高音域において大と認められるものの、老人性難聴の影響が否定できないとの所見であり、当審査会としても、上記聴力検査の結果及び本件疾病の発症経過等からみて、請求人に発症した本件疾病は、騒音ばく露によるものであると認めることは困難であると判断する。

(4) なお、請求人らの騒音ばく露期間の主張に対して、監督署長は、請求人のばく露期間を約9か月間と認定しており、当該期間について双方の見解には相違が認められるところ、当審査会としては、仮に請求人が、その主張のとおり期間について、騒音にばく露される業務に従事していたとしても、上記医学的判断に基づけば、請求人の本件疾病は、認定基準の要件を満たすものということとはできないものと判断する。

(5) したがって、当審査会としては、本件疾病は、認定基準の要件を欠くものであり、請求人に発症した本件疾病と業務との相当因果関係を認めることができないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。